令和３年度第１回厚木市緑を豊かにする審議会　議事録

|  |  |
| --- | --- |
| 日時 | 令和３年12月21日（火）午後３時00分から午後5時15分まで |
| 場所 | 本庁舎3階特別会議室 |
| 出席者 | ・厚木市緑を豊かにする審議会委員９人（委員11人中9人出席のため、過半数以上出席を満たし会議成立）・厚木市長・都市整備部長、公園緑地課長、計画整備係長、計画整備係員２人 |
| 傍聴人 | なし |
| 案件 | 1. 会長及び副会長の選任について
2. 保護地区等の指定について
3. その他
 |

案　件（１）会長及び副会長の選任について

決　議（会　長）藤澤委員

（副会長）栗原委員

～経過～

【司会】

　本来、議事進行につきましては、厚木市緑を豊かにする審議会条例第５条第２項の規定により、会長が議長となりますが、本日の審議会は心因の選任後初めての開催であり、会長が選出されておりませんので、会長選出までの間は、私が進行をさせていただきます。御協力をお願いいたします。

　はじめに、案件（１）「会長及び副会長の選任について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

選出方法につきましては、第５条第１項の規定では、「委員の互選」によることとなっておりますことから、委員の皆様から御意見御推薦等いただきたいと存じます。

【委員】

　事務局案はありますか。

【事務局】

　これまでは慣例として、会長は東京農業大学の教員の方に務めていただき、副会長は日本樹木医会の樹木医の方に務めていただいております。

事務局の案といたしまして、会長に東京農業大学教授の藤澤委員、副会長に日本樹木医会樹木医の栗原委員を御提案させていただきたいと存じます。

【司会】

　ただいま、事務局から案件（１）について、会長に藤澤委員、副会長に栗原委員という提案がありました。

　御意見、御質問等ありましたら、お願いいたします。

＜意見なし＞

【司会】

　御意見等がなければ会長及び副会長の選任について、承認の方は挙手をお願いします。

＜全員挙手＞

【司会】

　異議なしと認め、藤澤委員を会長に、栗原委員を副会長にお願いしたいと存じます。

　恐れ入りますが、藤澤会長と栗原副会長は前の席へ移動をお願いいたします。

＜会長・副会長が席を移動し、会長の挨拶＞

【司会】

ありがとうございます。

それでは、引き続き議事を進めてまいります。ここで、保護地区等の指定に係る諮問書を提出させていただきます。

＜市長から会長へ諮問書が提出され、市長退席＞

案　件（２）保護地区等の指定について

　　　　諮問案件　２件

決　議　諮問案件１　保護樹木の指定　１件（５本）

指　定　４本　カシワ、ツバキ、ヒバ、フジキ

　　　　　無指定　１本　タブノキ

　　　　諮問案件２　保存生垣の指定　１件

　　　　　指　定　１件

～経過～

【議長】

次第に基づきまして議事を進行させていただきます。皆様の御協力をお願いいたします。

　案件（２）「保護地区等の指定について」ですが、本日の諮問案件は保護樹木１件、保存生垣が１件の２件の案件となっております。

　それでは、事務局から「諮問案件①保護樹木」について説明をお願いします。

＜資料に基づき説明＞

【議長】

　ただ今事務局から御説明がありました１件目の保護樹木について、御意見、御質問はございますか。

【委員】

この5本の大木、7～80年経っても維持されているというのは敬意を表したいと思います。目につくのはカシワとヒバで、よく仕立てられている。その他の樹木は隠れていて、これが市民の目から見て外観上ほんとに優れているのか、疑問に思うところがある。住宅が密集してきますと、なかなか目立たないと感じます。

【委員】

高さがやや低いと感じるが、個人の屋敷林の中で5種類も樹木があるというのは、かなり大したものであると感じます。

指定樹木に対してそれぞれ標柱を立てるのでしょうか。

【事務局】

指定したそれぞれの木に対し、その木の近くに標柱を立てさせていただきます。

【委員】

タブノキについては、近所のお宅と近すぎる。幹の途中から曲がって伸びている様が、美観上特に優れているとも言い難いと思います。

【委員】

近所の方への影響という点において、保護指定することに問題がないか気になります。

【委員】

フジキについては、新緑が生い茂った姿を見てみたい。

【委員】

フジキは、落葉樹木で、剪定時期にもよりますが、晩秋はこのような感じです。一般家庭では珍しい樹木なので、私は興味深いと感じます。

【委員】

事務局に伺います。過去に指定された樹木の維持管理状況は、指定前と指定後で変化しないでしょうか。

【事務局】

所有者には指定の主旨を御説明し、指定後も適正に管理・保護に努めていただいております。

指定後、やむを得ず伐採する場合などは、ご相談いただくようにしております。

【議長】

タブノキに関しては、近隣の住宅への影響が懸念されておりますことと、優れた美観であるかどうかについてご判断いただきたいと思います。それでは、各樹木について、指定してよろしいか順に決議をとっていきたいと思います。

【議長】

カシワを指定してもよろしいという方は、挙手をお願いいたします。

＜全員賛成＞

【議長】

カシワを保護樹木に指定するということで決定いたします。

タブノキに関してですが、今回指定されなくても、改めて美観に優れた状況等を確認した上で、指定していただくことができますので、今回は指定しないということで御賛同いただける方、挙手をお願いいたします。

＜賛成７名＞

【議長】

タブノキは保護樹木には指定しないということで決定いたします。

ツバキは保護樹木に指定するということで、いかがでしょうか挙手をお願いいたします。

＜全員賛成＞

【議長】

ツバキは保護樹木に指定するということで決定いたします。

ヒバは、保護樹木に指定するということで、御賛同いただける方は挙手をお願いいたします。

＜賛成７名＞

【議長】

賛成多数ということで、保護樹木に指定します。

フジキを保護樹木に指定するということで御賛成いただける方挙手をお願いいたします。

＜賛否同数＞

【議長】

条例第六条に、会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによるとあり、フジキは賛否同数ですので、議長の私が決めさせていただきます。私としてはフジキを指定したいと考えます。

今回の結果、残念ながら1件は指定されないこととなりましたが、他の保護樹木指定により管理がより良くなる方向に市からも働きかけいただけることと思いますし、そのような方向に進めていきたいと考えるところです。

フジキについては、指定するということで、審議会の決定とします。

「諮問案件①保護樹木」の指定に関しては以上です。

続いて「諮問案件②保存生垣」について、事務局から説明をお願いします。

＜資料に基づき説明＞

【議長】

　ただ今事務局から御説明がありました２件目の保存生垣について、御意見、御質問はございますか。

【委員】

　生垣について、現地を確認したところ、一部の高さが、2.4ｍあるか疑問に思うところがあります。事務局の説明をお願いします。

【事務局】

　数日に渡って調査にお邪魔しておりますが、撮影・計測時に高さがあることを確認しております。また、計測後、剪定をされたというお話を伺っております。

【委員】

現地を確認した上で意見いたしますと、非常にすばらしい感じの印象を受けました。手前の長さ17.9ｍは地面から垂直に立っており、上の方もまっすぐ角を出して刈り取られていて素晴らしい。高さがあるのは、暴風対策のためと思われます。もう一方の27ｍ部分の生垣は、手前に傾いているので、もっと上の方を直角に刈り込めばより素晴らしくなると思います。

【議長】

保存生垣については指定するということで、御賛成いただきますでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

＜全員挙手＞

【議長】

全員賛成ということで、保存生垣として認めるということで決定いたしました。

諮問案件につきましては、以上の2件でございましたので、保護地区についての審議はこれにて終了いたします。

なお、これまでに審議した内容に沿って、事務局に答申書を作成してもらいますが、文面については会長、副会長に一任していただくということでよろしいでしょうか。

＜異議なし＞

【議長】

異議なしということで、後日、答申させていただきます。

案　件（３）その他　（審議会の運営に関し必要な事項　会議録の形式について）

　　　　・発言者の氏名の記載の有無

　　　　・発言の全内容を記載する形式又は発言内容を要約する形式　の別

決　議　・発言者の氏名の記載の有無・・・記載無し

　　　　・発言内容の記載の形式・・・・・要約する形式

～経過～

【議長】

続きまして、案件（３）その他について事務局お願いします。

＜資料に基づき説明＞

【議長】

ただ今事務局から審議会の会議録における委員氏名の記載の有無について説明あり

ましたが、皆様いかがお考えでしょうか。

【委員】

名前を公表するというのは、インターネット上に審議内容を報告するときでしょうか。

【事務局】

会議録はホームページの他、本庁舎にも経過を閲覧できる場所があり、そこで公表さ

れます。近年は「委員」とだけ標記をしておりましたので氏名の公表はしていません。

【委員】

審議会の委員の名前は公表されており、傍聴もできることから、委員の中から出た意見であるという信憑性は担保されていると思いますので、発言者の氏名の公表は必要ないと思います。

【議長】

氏名を記載しなくとも会全体としての責任なり透明性なりは担保されるだろうと、

いうとこで、私もそう思うところです。

それでは、「氏名を記載する」に賛成の方挙手をお願いいたします。

「氏名を記載しない」に賛成の方挙手をお願いいたします。

【委員】

全員「氏名を記載しない」に挙手

【議長】

会議録における委員氏名は記載しないことに決定いたします。

それでは次に2点目について、事務局の方から説明をお願いいたします。」

＜資料に基づき説明＞

【議長】

ただ今、事務局から会議録の形式について説明がありましたが、皆様いかがで

しょうか。

【委員】

今までは、どちらでしたか。

【事務局】

これまでは要約する形式となっておりました。

【委員】

要約の方が分かりやすいのではないかと思います。

【議長】

では、多数決で決めるということでよろしいでしょうか。全内容を記載するという形式に賛成の方挙手をお願いいたします。

では、要約する形式に賛成の方挙手をお願いいたします。

【委員】

全員「要約する形式」に挙手

【議長】

多数決により要約する形式と決定いたします。

その他、何かございますか。

【委員】

保存生垣等について美観上の優れているという点において、審議する生垣の一部に看板が掲げられていたところがあります。私有地のため看板や掲示板等は、ある程度認めないとなりませんが、美観を守るため、どこまで認めるのかが気になっています。

【事務局】

美観上優れているということで指定をさせていただいておりますので、指定後も状況を確認させていただいております。過度なポスター等の掲示や、形状が変わってしまうような維持管理が見られた場合には、所有者の方と相談していきたいと思います。

【委員】

カーブミラーなど、設置した方が望ましいものもありますので、優先順位を間違えないよう注意しながら、美観を保てているかどうかの判断をしていきたいと考えます。

【議長】

貴重なご意見ありがとうございます。

指定の基準として、美観上優れているという点がありますので、今後も、審議会の場で、その時代時代に即した判断をしていくことで、看板等の問題に対して次々アップデートして、対策・対応していくことがいいのではないかと感じるところです。

それではこれにて、次第にあります、すべての案件を終了いたします。

進行を事務局にお返しいたします。ありがとうございました。